

岩手県告示第771号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関の指定に係る医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成30年10月19日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称		所在地	担当する自立支援医療の種類	変更年月日
変更前	変更後			
そよ風薬局一関店	共創未来一関薬局	一関市上大槻街 4 番46号	精神通院医療	平成30年 8 月23日
ファミリー薬局東山店	共創未来東山薬局	一関市東山町松川字卯入道138番地 3	精神通院医療	〃
スマイル薬局田野畑店	共創未来たのはた薬局	下閉伊郡田野畑村田野畑120番地 3	精神通院医療	平成30年 9 月11日
スマイル薬局新町店	共創未来せんまや新町薬局	一関市千厩町千厩字町浦192番地	精神通院医療	平成30年 9 月21日